明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**九）　一

〔告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**二六）　二
○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（**農林水産**二八七）　三七

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六六
会社その他
会社決算公告

省令

○経済産業省令第九号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月七日

経済産業大臣　世耕　弘成